

ほぼ毎週
発行

労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No.107

No.107 2017.12.25

■新しい経済政策パッケージの閣議決定

政府は、2017年12月8日、「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定しました。パッケージは、「人づくり革命」と「生産性革命」を柱とするものですが、雇用分野については、「成長分野への人材移動と多様で柔軟なワークスタイルの促進」という項で政策を打ち出しています。しかし、そこでは、「解雇の金銭解消制度」の労政審における検討着手や雇用によらない働き方の拙速な推進がかかげられており、注意が必要です。

■解雇自由につながる解雇の金銭解消制度は絶対に許されない！

パッケージは、「解雇無効時の金銭救済制度について、『透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会』の検討結果を踏まえ、可能な限り速やかに、労働政策審議会において法技術的な論点についての専門的な検討に着手し、同審議会の最終的な結論を得て、所要の制度的措置を講じる。」としています。

しかし、解雇の金銭解消制度は、民事訴訟において解雇が無効だと判断された場合でも、使用者が一定の解決金さえ払えば、雇用を終了させるものであり、労働者の職場復帰の権利を否定し雇用保障を形骸化させる極めて危険な制度であって、断じて認められるものではありません。使用者側に実質的に解雇の自由を認めることになりかねない同制度の導入について、全ての労働者、労働組合は、労政審で検討することに反対の声をあげましょう！

■雇用によらない働き方の拙速な推進は極めて危険であり、雇用社会を激変させてしまう！

パッケージは、「多様で柔軟なワークスタイルの促進」として、テレワークだけでなく、「フリーランスやクラウドソーシングなどの雇用関係によらない働き方」について「労働政策審議会等において、中長期的な検討を進める」としています。

しかし、厚生労働省「柔軟な働き方に関する検討会」は、既に「自営型テレワーク」に関するガイドライン案を策定し、自営型テレワークを「注文者から委託を受け、情報通信機器を活用して主として自宅又は自宅に準じた自ら選択した場所において、成果物の作成又は役務の提供を行う就労」と定義し、現在急速に広がりつつあるクラウドソーシング等による労務提供型プラットフォームビジネスにおける就労者も広く対象としています。大きな問題は、これらの働き方について当然のごとく労働契約（労働者）でないことを前提にして、一律に労働保護法規の対象外としてしまっていることです。諸外国を中心に働き手が使い捨てにされ紛争が激化している実態が報告されています。今、喫緊に求められているのは、そのような働き方の安易な普及を進めることではなく、労務提供型の働き方には原則として労働保護法規の適用を認め規制をかけることです。今すぐ行動を！

〔発信元〕

日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台 3-2-11 連合会館 4 階

TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790